

○73 番真下紀子君（登壇・拍手）（発言する者あり）

私は、日本共産党道議団を代表して、意見案第1号国会における憲法論議についての意見書に対する反対討論を行います。

本意見案は、日本国憲法施行以来、70年を超える間、一度も改正が行われていないことを理由に、憲法改定に向けた国会における憲法論議の推進を求める中身となっております。これまで、自民党・道民会議は、今回と同様に、憲法改正に向けた意見案を、過去、数度にわたって本議会の提案しようと試みながら、他会派から賛同を得られず、提案できなかった経緯があります。ことし4月の選挙で、自民党・道民会議は、単独過半数を得た途端、数の力に物を言わせ、憲法改定議論を促進させるため、本意見案の提出を強行しました。我が会派の質疑に誠実に答えることもなく、具体性や深みのある議論も拒否し、数の力での強行に、我が会派は、断固抗議し、反対を表明するものです。

きょうも、道議会には、意見案の提出、採択に反対する道民が傍聴に駆けつけており、また、開会前には、絶対に認められないと、道議会を囲む抗議の声が挙げられています。この声を踏みにじり、数の力で意見案の採決を強行することは、道民への背信行為とのそしりを免れません。自民党・道民会議は、道民の声を重く受けとめるべきではありませんか。

これまで、自民党・道民会議みずからが、意見案は、原則、全会一致と言っていました。しかし、憲法という最高法規の問題で、殊さら道議会に対立を持ち込み、超党派での一致、共同をみずから破る。党利党略も甚だしいと言わざるを得ません。

本意見案の提出自体が問題である上、意見案の中身においても重大な問題があることを、先ほどの我が会派の質疑を通じて明らかにいたしました。

以下、その問題点を申し上げ、断固反対の立場から討論をいたします。

まず、反対理由の第1に、憲法尊重擁護義務を持つ地方議員みずからが、憲法改正を推進する目的で、憲法議論を推進しようとする意見書を議決させようとする事自体が、地方議会の意見書になじまないことです。

当然のことながら、地方議会は、憲法第99条によって憲法尊重擁護義務を負っています。その地方議員みずからが、なぜ憲法改正に向けた議論の促進を求めるのでしょうか。

安倍首相は、内閣総理大臣に課せられている憲法尊重擁護義務など、まるでないかのように、国会で国会議員に対して改憲議論を進めるよう繰り返し呼びかけ、改憲をあおり、地方議会から改憲に向けた議論を求めています。これは、内閣総理大臣に課せられた憲法尊重擁護義務を逸脱したものにほかなりません。

私たち道議会議員も、憲法によって憲法尊重擁護義務を課せられています。改憲に向けた議論の促進をみずから求める事自体、憲法尊重擁護義務違反であり、道議会としては断じて行うべきではありません。

ところが、意見案では、日本国憲法について、国民の広範な理解が得られるように、国会の憲法審査会で丁寧な議論を進めるよう強く求めると言いながら、提出会派の自民党・道民会議は、道民に向けて、どれだけ、議論の提案として、憲法改定を公約として示してきたで

しょうか。また、道民から選ばれた議員が、道議会でどれだけの議論を行ったというのでしょうか。

ことし4月の道議会議員選挙において、無投票当選者を除き、選挙公報が発行された当選者65人のうち、憲法に関する記述があるのは12人です。我が会派は、当選者3人全員が、安倍改憲、9条改憲ストップと、選挙公報に明記しております。

一方、自民党の当選者で、憲法に関して記述し、憲法改定を公約に掲げた議員は、33人中、たった1人だけです。(発言する者あり)本意見案の提出者6人は、誰一人として、選挙公報に憲法改定の言葉すら入れていません。隠していたというのでなければ、これでどうして国民的議論の喚起と、責任を持って言えるのでしょうか。

自民党が本年2月28日に発表した憲法改正の必要性を訴えるビラには、「国と地方で憲法論議を進め新たな国づくりに挑戦します」と、タイトルがあります。自民党・道民会議所属議員の皆さんは、自民党本部のビラのとおり、道民に、どれだけ憲法改正の必要性を語ってきたのですか。みずから語りもしないで、憲法改定の明確な内容も必要性も示さないにもかかわらず、憲法の国民的議論の推進だけを国の審査会に求める意見書を提出することは、責任政党を標榜する自民党において、説明責任を果たしていないばかりか、主権者である道民を愚弄するものであり、到底理解されるものではありません。議員の責任放棄と断ぜざるを得ません。

反対理由の第2は、提出者が憲法議論を国会に求める理由が不明確という問題です。

意見案では、「日本国憲法は、昭和22年5月3日の施行以来、国民の福祉、国家の発展に大きな役割を果たしてきた。」と述べています。

提出者御自身も、質疑の中で、日本国憲法の普遍的価値を、過去形ではありましたが、表現をしたもので、否定できませんでした。にもかかわらず、70年以上一度も変えたことがない、我が国を取り巻く国内外の諸情勢が大きく変化しているなど、どれも具体性に欠け、憲法を改正しなければならない明確な理由は明らかになっていませんし、道民の目にも映っていないのではないのでしょうか。

我が会派の質疑を通じて、提出者は何ら答えることができなかつたのではないのでしょうか。

憲法の普遍的価値を認める一方で、具体的な理由も明らかにできないまま、憲法議論の促進という極めて抽象的なことを提案すること自体が自己矛盾そのものだと考えます。

江戸時代においても、約300年もの長きにわたり、海外の国とは戦争をしていない歴史が日本の国にはあります。島国である日本が、海外との戦争を行わず、大陸から資源や文化を取り入れ、それを日本流にアレンジし、今の日本文化を培ってきたのではないのでしょうか。その年月に比べると、日本が海外の国と戦争したのは、明治の日清戦争から、太平洋戦争の終戦まで、51年間、人類の歴史の中で、この51年間の戦争によって、アジアの2000万人の人々の命、国内の320万人を超える人々の命を犠牲にし、世界で初めて核被爆という例え

ような被害を受けたのではなかったでしょうか。

私の父は、日本海軍の、海の特攻隊と言われる人間魚雷で、出撃直前に終戦を迎え、命をつないでくれました。しかし、後方支援を絶たれ、現地での調達を余儀なくされた日本軍の兵士たちは、その多くが飢えで苦しみ、餓死し、戦病死し、少くない一般人と兵隊は溺れて亡くなっています。今も遺骨が戻っていない方々もいらっしゃいます。自民党の先輩議員の方が壇上でそのことを涙ながらに訴えていたのを、私は、大変、心に強く残っております。筆舌に尽くしがたい犠牲があったことを、私たちは決して忘れてはならないのです。同時に、絶対主義的天皇制のもとで、戦争に反対した人たちを抑圧し、殺した歴史、アジアを初め、海外に覇権を求め、侵略を繰り返した歴史を繰り返してはならないのであります。51年の戦争の歴史の中では、世界で初めて原爆による被害を受けたのも日本の国でした。その敗戦、終戦からは、わずか74年しかたっていないと言ふべきではありませんか。憲法の改正が一度も行われなかったと言いますが、この歴史の重みに鑑みて、憲法を変える必要があるというほど長い期間だと言えるのでしょうか。平和に生きる権利がある、幸福を追求する権利が主権者である国民にあることを明らかにしたのが日本国憲法であり、その憲法に込められた平和を希求する日本国民の願いは、戦争の惨禍を乗り越えて、やっと手にした宝物なのです。

反対理由の第3は、憲法議論の促進と言いながら、実態は、戦争できる国への地ならしを目的とする改憲促進意見案だという問題です。

自民党改正推進本部が作成した「日本国憲法改正の考え方」では、国民の意識や憲法を取り巻く環境が大きく変化し、憲法が現状と合わなくなってきたから、憲法を改正する必要があると明記しています。

しかし、現状と合わなくなってきた部分に該当するのは、自民党が掲げる改憲4項目、すなわち、自衛隊の明記、緊急事態対応、合区解消・地方公共団体、教育充実のうち、自衛隊明記による9条改憲だけであります。幅広い議論をと言いながら、議論の目的は、憲法改正に向けた地ならし、すなわち、憲法9条の改正が特にターゲットとされていることは明らかではないでしょうか。

この間、北海道は、自衛隊基地の米軍使用が着実に進んでいます。冷戦崩壊後、北海道の自衛隊基地の多くは、米軍との共用となってきました。北海道は、全国で最も在日米軍施設・区域が広大です。沖縄県よりも北海道のほうが多く、全国の33%を抱えています。

防衛省は、2020年1月から3月までの間に、米海兵隊のオスプレイが参加する日米共同訓練を道内を中心に行う予定で、その上、米軍は、広大な本道が演習場として最高の環境だと繰り返し発信しており、将来的に、北海道が日米の重要な軍事拠点とされ、日本政府が購入したオスプレイの配備拠点基地になる可能性も高まるばかりではありませんか。

防衛省の資料によると、オスプレイは、朝鮮半島のみならず、中国内陸部、ロシアまでを行動範囲とするほど広範囲に移動でき、半径約3900キロメートルを飛行できるとされています。

す。日本を防衛するどころか、墜落事故が相次ぐ中、米軍と一体に他国の武力紛争に介入する危険性の高いオスプレイは、本道に1機たりとも配備すべきではありません。

また、攻撃武器であるオスプレイは、武力紛争時に他国の標的となる危険性を排除できず、北海道の事実上の軍事基地化に拍車をかけることは、火を見るよりも明らかではありませんか。こうした現状を道民は見ているから、憲法改定を進める議論は慎重に行うべきだという声が高い、反対だという声が多いのではないのでしょうか。

意見案では、くしくも、日本国憲法について、国民の広範な理解が得られるよう、丁寧な議論を求めているのですから、憲法9条の精神をかなぐり捨てるような改憲はそもそも行うべきではなく、意見案にあるとおり、日本国憲法について、そのかなめである憲法9条の理念に関し、国民の広範な理解を得るための議論をすることこそ必要なではありませんか。

(発言する者あり)

加えて、国会の憲法審査会は、憲法を議論する場として最もふさわしくない場であるということなのです。

安倍首相は、本日召集された第200回臨時国会で、憲法を令和の新しい道しるべと位置づけ、改憲議論に関し、どのような国を目指すのか、その理想を議論すべき場こそ憲法審査会だと訴えました。これは全く誤った認識だと言わざるを得ません。参議院憲法審査会の設置の趣旨には、日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制についての広範かつ総合的な調査に加え、憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議または国民投票に関する法律案等の審査を行う機関と位置づけられており、憲法審査会での議論は、すなわち、改憲議論そのものであることが設置経緯からも明白であります。

憲法の議論どころか、改憲議論を加速させようということは、憲法審査会の設置目的からも明白であります。

しかし、最も重要なことは、内閣総理大臣以下の各国务大臣は、いずれも、憲法自身によって任命された行政官であり、憲法を擁護すべきところの法律上の義務が憲法によって課せられていることです。

憲法擁護の義務を負っている者が憲法を非難する、あるいは、批判するということは、論理からいっても矛盾であることは、1956年3月16日、内閣委員会公聴会において、当時の自民党幹事長である岸信介氏らの提案に対し、公述人の戒能通孝氏は、内閣総理大臣及び国务大臣の仕事としては憲法改正を行うことは書かれておりません、加えて、内閣が国民を指導して憲法改正を図ることは、むしろ憲法が禁じているところであると明確に述べております。

そして、重要なのはここです。これをもって、岸信介氏は憲法改定を諦めた経緯を皆さんは御存じでしょうか。当時の自由民主党には良識があったと、孫である安倍首相にもよくお伝えいただきたいと思っております。

同様に、憲法尊重擁護義務を持つ道議会議員が、このような憲法ありきの議論を道議会の意見案として可決しようとするなど、到底許されるものではありません。

第4の反対理由は、本意見案は、決して広範な道民からの要求ではなく、安倍政権の意向を反映したものにほかならないからです。

そもそも、国民による改憲議論が進展しているとは言いがたいことを提出者自身が認めており、国民の求めるところではないことは明らかではないでしょうか。道民の多数から、憲法を改正してほしい、憲法に関する議論を憲法審査会で議論してほしいという要望がどれだけあったのでしょうか。

北海道新聞社が本年5月3日に行った全道世論調査によりますと、憲法を「改正する必要はない」が49%と、道民の半数は、憲法改正の必要なしと、明確な意思を示しています。また、本年9月11日、12日の共同通信社の世論調査によりますと、内閣として優先して取り組むべきことを尋ねたところ、「年金・医療・介護」は47%であったのに対し、「憲法改正」は5%にすぎませんでした。この世論調査の結果を見ても、憲法改正が多くの道民から求められていないのは明白ではありませんか。

むしろ、国民の意思とは関係なく、ひたすら改憲を目指す安倍政権の意向に沿った意見案と言わざるを得ません。改憲が必要だとするのは、果たして主権者の意思でしょうか。それでは、なぜ夏の参議院選挙で、安倍首相が憲法を改定するのに必要という3分の2の議席を確保できなかったのでしょうか。国民が、安倍首相のもとで改憲を望んでいなかったからではありませんか。

国民が、安倍内閣のもとで憲法を変えることが戦争の道へ進むいかに危険な道であるかに対して、投票行動で示した結果が、安倍内閣に3分の2のお墨つきを与えなかった、これが主権者である国民の意思ではないでしょうか。

意見案では、日本国憲法施行以来、一度も変えられたことがないことのみを問題にしていますが、それこそが圧倒的多数の日本国民の強い意志だったからではないでしょうか。自民、公明、維新などの改憲勢力が国会の3分の2を超えていた当時でも、安倍政権による改憲発議を国民は許しませんでした。

それだけではなく、憲法審査会において、憲法議論の呼び水である憲法手続法改定案の審議や、安倍政権による自民党改憲素案の提示さえもさせなかったのです。これは、安倍政権による改憲を許さない3000万人の署名の推進にあられる市民運動の力と、立憲野党の共同により勝ち取った大きな成果と言えます。

そして、7月22日に行われた参議院選挙において、自民、公明、維新などの改憲勢力が、改憲発議に必要な3分の2を下回りました。自民党が参議院で単独過半数を割り込んだことは、重要な国民の意思の結果だと言えます。これは、自民党や公明党の支持層の中でも、安倍内閣のもとでは、期限ありきの性急な改憲の動きには賛成できないという、国民の明確な審判にほかなりません。憲法を守り、生かせと、広範な国民が声を上げ、安倍政権による改憲を今日までストップさせてきた事実は大変大きく、これこそが国民の声であります。道

理も大義もない改憲議論の推進を求める意見案など、言語道断と言うほかないではありませんか。

憲法にかかわる国民的議論を行うと、安倍首相は殊さら強調していますが、そもそも、憲法議論以前に、現行憲法を守っていないのが安倍首相御自身ではないでしょうか。

皆さん、思い出していただきたいと思います。

2015年9月19日、安倍政権は、安保関連法、いわゆる戦争法を国民の猛烈な反対を押し切って強行しました。安保関連法—戦争法の強行採決に至るまでも、歴代の自民党政権は、特定秘密保護法、盗聴法、共謀罪など、多くの国民が反対し、法曹関係者からも憲法違反と指摘される数々の悪法を、十分な審議もせず、強引に数の力で成立させてきました。

しかし、戦争法が憲法違反であることは、圧倒的多数の憲法学者を初め、歴代内閣法制局長官、最高裁元長官、元裁判官などが次々と怒りに満ちた批判の声を上げ、証明してきました。学生が、研究者が、文化人が、ベビーカーを押したママたちが、そして戦争を体験した高齢者が、思い思いの自分の言葉で反対の声を上げてきていたではありませんか。

特定秘密保護法、戦争法については、多くの市民の燃えるような反対運動が湧き起こり、国会を包囲したことを、私たちは今でも決して忘れません。そして、憲法を踏みじじる安倍政権の暴走政治を決して許しはしません。

憲法議論と言うのであれば、まず、安倍政権、そして自民党自身が憲法をしっかりと守っていただきたいと申し上げたい。憲法を無視し、じゅうりんし続ける安倍政権には、改憲を語る資格がないのは明々白々ではありませんか。

安倍首相は、いよいよみずからの任期中に憲法改正を実現しようと、なりふり構わぬ態度を露骨にあらわしています。

安倍首相は、ことし5月3日の憲法記念日に、改憲右翼団体日本会議が主導する、美しい日本の憲法をつくる国民の会などの改憲集会にビデオメッセージを寄せ、憲法に、我が国の独立と平和を守る自衛隊をしっかりと明記し、違憲論争に終止符を打たなければならない、それこそが、今を生きる私たち政治家の、そして、自民党の責任ですと述べています。これこそが、安倍首相が目指す戦争への道の総仕上げにほかならないのであります。

そのためのプロセスづくりであるという事実を隠して、国会における憲法論議というオブラートに包むことは、道民を欺くものであり、到底容認できません。

自民党のこれまでの改憲に向けた姿勢をさかのぼりますと、70年の歴史は長くないといいますが、長いので、少しさかのぼらせてください。

自民党のこれまでの改憲に向けた姿勢をさかのぼりますと、正面から改憲を訴えるのではなく、改憲のための国民投票と国会発議の手續を定める改憲手續法の制定や、憲法改正は自衛隊を明記するのみとうたうなど、国民を欺く余りにもこそくな手段しか講じられないというのが実態ではありませんか。

国民は憲法を変えようとは考えていないということを、安倍首相を初め、自民党の皆さん

は、その現実をはっきりと自覚すべきではありませんか。

憲法を語る際、日本国憲法が成立した当時の歴史経過を踏まえなければなりません。(発言する者あり)

歴史を振り返ると、人類史上、ほとんどの国家において、国家・警察権力による国民、人民に対する弾圧、人権侵害を経験しています。その過去の反省から、民主主義、そして、国民の権利を守るためには、国家権力に歯どめをかける必要があると、世界じゅうの人たちが学んできたのです。

日本国憲法のように、人権保障のために、憲法によって権力を制限する立憲主義が、近代憲法の本来の目的であり、憲法の普遍的原理ではありませんか。

憲法は、決して国民を縛るためのものではなく、為政者の暴走を国民が防ぐための最高法規であり、憲法は権力者を縛るためにこそあるのです。

しかし、現在の安倍政権は、みずからが憲法によって縛られている自覚すら持たず、立憲主義がおかしいと言わんばかりに、憲法擁護どころか、憲法の理念を根本から壊す政治を続けてきました。憲法の理念を認めながら、憲法をないがしろにしてきた安倍政権の姿勢そのものを、まず改めるべきではありませんか。

近代憲法の成果を受け継ぐ中、世界でも先進的な平和主義を盛り込んだのが、現在の日本国憲法なのです。

日本国憲法が平和憲法と呼ばれ、その先駆性を強調されるのは、9条2項によって、戦力不保持、交戦権否定を明記するところまで発展したことによるものです。50年以上にわたる戦争を終わらせ、日本国憲法前文には、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」と明記され、やっと平和の喜びを日本国民はかみしめることができたのです。

憲法は、最高法規です。その最高法規を変えることに対して、どのように変えるのか、提案者は、御自身の意見も示さず、ただ改憲の促進を求めるだけで、これでは、最高法規である憲法に対する不遜な態度ではありませんか。

国民は、10月からの消費税増税と軽減税率、ポイント還元などの未曾有の苦しみと混乱の中にあります。(発言する者あり) その上、安倍政権の進める全世代型社会保障によって、より一層年金も社会保障も削減され、暮らしや営業の不安におびえています。そこに対策をとってほしいというのが国民の願いではないでしょうか。

安倍首相や自民党とともに、改憲によって戦争への道を進むことを多くの国民は決して選択していません。

私は、何度でも、何度でも、何度でも声を上げます。たとえ1万回改憲を提案されようとも、私たちは1万1回目も発言し、道民と力を合わせて、必ずや改憲を阻んでまいります。先人や先達の積み重ねの上にある日本国憲法のもとで、幸福を追求し、平和に生きる権利を保障することを求めています。それこそが政治家の役割ではないでしょうか。

私ども日本共産党は、戦争のさなかであっても、侵略戦争に命がけで反対した政党として、

安倍首相と自民党の企てるあらゆる改憲策動に断固反対します。この国の政治に、立憲主義、民主主義、平和主義をしっかりと取り戻すため、そして、それを根づかせるため、日本の民主主義を憂い、平和を願う全ての市民の方々の心と力を合わせて闘い抜く決意を表明し、改憲意見案に断固たる反対を訴えて、反対討論といたします。(拍手) (発言する者あり)